別記第十八号様式中「㊞」を削り、同様式備考2を次のように改める。

2　代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第十九号様式中「㊞」を削り、同様式備考2を次のように改める。

2　代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第二十二号様式中「㊞」を削り、同様式備考2を次のように改める。

2　代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第二十三号様式中「㊞」を削り、同様式備考2を次のように改める。

2　公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第二十四号様式中「㊞」を削り、同様式備考3を次のように改める。

3　資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第二十五号様式中「㊞」を削り、同様式備考2、3及び5を次のように改める。

2　この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合については、新たに選任された代表者が行うこと。

3　資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

5　資金管理団体の届出をした者が死亡した場合にあつては、（　）には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

別記第二十六号様式中「㊞」を削り、同様式備考3を次のように改める。

3　資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

（政党助成法施行規則の一部改正）

第二条　政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、別記第二号様式及び別記第五号様式中「商業登記法（昭和38年法律第125号）第20条の規定により」を「登記の申請書に押印すべき者（委任による代理人によって登記の申請をする場合には、政党等の代表者）が」に改める。

別記第八号様式（その7）中「㊞」を削り、同様式備考を次のように改める。

（備考）

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第九号様式中「㊞」を削り、同様式備考2を次のように改める。

2　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第十四号様式なら別記第十六号様式まで及び別記第二十号様式中「商業登記法（昭和38年法律第125号）第20条の規定により」を「登記の申請書に押印すべき者（委任による代理人によって登記の申請をする場合には、政党等の代表者）が」に改める。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則（平成六年自治省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊞」を削り、同様式備考2を次のように改める。

2　代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第二号様式中「㊞」を削り、同様式備考2を次のように改める。

2　清算人本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、清算人本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第四号様式中「㊞」を削り、同様式備考4を次のように改める。

4　代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定（別記第八号様式及び別記第九号様式の改正規定を除く。）は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）附則第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年二月十五日）から施行する。

○財務省令第一一号

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第三十三条において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十条の三第一項の規定に基づき、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月一日

財務大臣　麻生　太郎

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和二十八年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の五を第四条の六とする。

第四条の四中「（法第八十三条において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を削り、同条を第四条の五とし、同条の前に次の一条を加える。

（理事又は監事のために締結される保険契約）

第四条の四　法第三十三条（法第八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）において読み替えて準用する会社法第四百三十条の三第一項の規定により、株式会社が、理事又は監事を被保険者として、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもののうち、次に掲げるものとする。

一　被保険者と保険者との間で保険契約を締結する酒類業組合を含む保険契約であって、当該酒類業組合がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該酒類業組合に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

二　理事又は監事が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該理事又は監事に生ずることのある損害（理事又は監事がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追求に係る請求を受けることによって当該理事又は監事に生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの

附　則

この省令は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。